



福井労働局

～ふくい「働く」を支えます～

Press Release

令和7年10月20日

【照会先】

福井労働局総務部労働保険徴収室

室長 桑野 達也

適用第二係主任 濱本 真衣

電話 (0776) 22-0112

報道関係者 各位

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

～ 労働保険に入っていれば…会社も安心。働く人も安心。働く人の家族も安心。～

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」とを総称した言葉です。労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む。）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

厚生労働省・福井労働局では、労働保険未手続事業の解消を目的として、年間通じて広報活動、加入勧奨に取り組んでいますが、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め全国において集中的に広報活動等を展開しています。

各労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）においても同様に取組を展開します。

〈 はたらく安心、つなぐ安心。 〉

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら [労働保険 電子申請](#)



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら [労働保険 口座振替納付](#)

